

博多南駅前ビル3階ワークスペース

利用規約

(適用および定義)

第1条 本規約は、博多南駅前ビル3階、ワークスペースの「共用部」および「会議室」、「個別ブース、シェアオフィス（専用部）」における利用について定めるものです。入居時に確認の上、同意するものとし、同意のない場合、当施設を利用できません。

2 共用部は「ソファ席エリア」、「カウンター席エリア」、「湯沸室」、「ロッカースペース」からなり、入居者および利用者が利用するためのものです。

3 会議室は、入居者および利用者が共同で利用できるものです。

4 専用部は「個別ブース」11区画、「シェアオフィス」4区画からなります。

○ワークスペースの定義



(施設目的の維持)

第2条 当施設は、那珂川町で仕事をする環境に価値や魅力を感じてくださる方々にワークスペースとして利用していただき、その価値や魅力を活かした事業の展開や創業が可能となることを目指しています。また、既存の枠にとらわれない多様な働き方の推進も実現したいと考え、ビジネスを支援するようなセミナーや交流会などを開催するものです。

(利用時間)

第3条 当施設の利用時間は、7時00分から23時30分とします。

(共用部の利用の条件)

第4条 共用部への入退室はカードキーにより行ってください。カードキーは、入居時にお渡しするものとし（原則3枚まで）、退去時にご返却いただきます。発行に伴い、別途、発行手数料がかかります。また、紛失した場合は自己負担での交換となります。

2 入居者は共用部を来客対応や打合せ、作業等で使用することができます。物販やサービスの提供などをご遠慮ください。また、多様な人々が共同で利用する場ですので、モラルやマナーに配慮し、利用者に迷惑をかけないよう、お互いに利用しやすい環境づくりを心掛けてください。特に来客者等の目的以外での利用はご遠慮いただき、終了後は速やかに退室をお願いいたします。

3 共用部に荷物を置くこと、席取り等の行為は禁止いたします。また、長時間に渡る使用や占用的に使用することもお控えください。

4 使用後は、机やいす等の備品は元に戻し、ゴミなどを適切に処分してください。使用に

伴い汚れた場合は、各自清掃をお願いいたします。

- 5 湯沸室は、カップやグラス等の洗浄程度に利用ください。また、食べ残しや生ごみなどは各自処分し、一切放置しないでください。また、湯沸室に各自の私物（洗剤、洗浄に関する道具、洗面道具等）などを置くことは禁止いたします。
- 6 共用部ではW i - F iを利用できます。ただし、当施設のネットワーク回線を使用した違法行為および、年齢制限等のあるWEBサイトへのアクセス、個人的な趣味・趣向等による大容量ファイルのダウンロードは禁止いたします。
- 7 ロッカースペースのロッカーは、施設管理・運営者に申込みの上、使用することができます（使用料は別途必要です）。
- 8 共用部の照明および空調の管理については、施設管理・運営者が行います。

（会議室の利用の条件）

第5条 入居者の方は共同で使用する会議室を利用できます。別途、利用規則に従って予約等を行い、利用してください。

（専用部の利用の条件）

第6条 基本的に専用部の利用は、入居者の構成員（役員・社員・理事・従業員等）に限定し、施設管理・運営者に報告していただきます。変更がある場合は、施設管理・運営者に報告し、承諾を得るものとします。

- 2 入居者は、適切に鍵・火元等を管理してください。
- 3 専用部を居住に準ずるような使用は禁止します。
- 4 家具設置、機器設置等は自由に行えます。
- 5 損傷などがあった場合は、原則として退去時に自己負担で原状回復していただきます。
- 6 個別ブースにおいては、個別に区切られた空間ではないことから、窓の開閉など利用にあたっては、特に隣接する入居者と十分なコミュニケーションを取り、お互いの配慮をお願いいたします。

（サービスについて）

第7条 入居者は以下の施設設備及びサービスについて利用することができます。

＜鍵付ドア＞

(1)専用部には鍵付ドアがついています。鍵は申出のあった数量をお渡ししますので（費用別途）、適切に管理し、退去時には複製したものも含め、すべて返却ください。紛失した場合は自己負担での鍵の交換となります。

＜照明および空調設備＞

(2)専用部には照明及び空調設備が設置されていますので、適切に利用してください。悪質な利用等があった場合は、ペナルティ（電気代の追加等）をいただきます。

＜電話＞

(3)専用部には電話モジュージャックがありますので、電話・FAXの設置が可能です。入居者が個別に事業者とご契約の上、配線工事、機器の設置を行ってください。

＜郵便物・宅配便＞

(4)入居者には個別の郵便ボックスが用意されていますので、名称等の表示を行い、適切に利用してください。郵便物や宅配便などで受け取りの必要なものに関しては、入居者自身が直接受け取るようにしてください。1階の受付窓口等で、代理での受け取りはできません。

<ゴミの扱い>

(5)ゴミの処分は、本施設の規則に従い、適切に処理してください。

<駐車場>

(6)入居者用、来訪者用の駐車場はありません。近隣の月極駐車場やコインパーキング等を利用してください。

<自転車>

(7)本施設内に自転車を持ち込むことはできません。隣接する駐輪場等をご利用ください。

<住所表記>

(8)入居者は当施設の住所を表記できるものとします。表記方法は以下のとおりです。

○住居表示方法

〒811-1213 福岡県筑紫郡那珂川町中原2丁目120番 博多南駅前ビル3階*

*は区画記号(アルファベット)です。

<登記・登録>

(9)入居者は、本施設の住所を登記や関係各所への届け出住所として使用することができます。その場合は事前に施設管理・運営者へ届け出のうえ、許可を得て行ってください。

(その他の利用上の条件)

第7条 その他の利用上に関する条件は以下のとおりです。

<来客等の対応>

(1)共用部での来客者対応は、利用者の迷惑にならないようお互いに配慮し、行ってください。長時間、大人数での利用などはお控えください。

<掃除>

(2)施設管理・運営者では、共用部のみ清掃を行います。専用部は、入居者各自で清掃していただきます。

<飲食行為>

(3)共用部および専用部内の飲食は、できるだけ他の入居者の作業の妨げにならないように注意してください。

<喫煙>

(4)本施設内は全エリア禁煙となっております。喫煙は所定の場所で行ってください。

<施設設備の原状回復>

(5)入居者が故意または偶発的に当施設および設備に何らかの損傷をもたらした場合、原状回復にかかる費用のすべてを負担し、現状復帰させてください。

(禁止事項)

第8条 次の全てに関する行為を行うこと禁止します。また、禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと施設管理・運営者がみなした入居者は契約解除の対象となります。

<賃貸権の譲渡・転貸>

(1)入居者が賃借権を譲渡、もしくは転貸すること。

<業務以外での使用>

(2)本施設内に宿泊すること。また、私生活を感じさせる行為をすること。

<掲示・配布>

(3)施設管理・運営者の許可を得ずにチラシやビラを掲示・配布し、告知行為をすること。ま

た、施設管理・運営者の指定する場所以外に社名、商号、看板広告その他の表示をすること。

<騒音・振動・臭い>

(4)他の入居者の迷惑や作業を妨げるほどの声や音を出し、振動を起し、悪臭や異臭を放つこと。

<勧誘・強要等>

(5)宗教の教義を広める儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動を行うこと。

(6)政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動を行うこと。

(7)ネットワークビジネス等、第三者が不快になる営業・勧誘を行うこと。

<その他>

(8)公序良俗に反する行為。

(9)衛生上有害な、もしくは危険な行為、または近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為。

(10)動物等を飼育する行為。

(11)セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為。

(12)反社会的、暴力的、猟奇的な行為もしくはそれらの情報を発信する行為。

(13)危険物及び重量物を持ち込む行為。

(14)その他、当施設の運営を妨害する、またはその恐れがある行為、当施設を使用するにあたって施設管理・運営者が不適切と判断する行為。

(専用部への立ち入りについて)

第9条 施設管理・運営者はワークスペースの管理のため、施設管理・運営者の指定する者が、建物保全、衛生、防犯、防火、救護等管理上、緊急あるいは必要ある場合には、入居者、又はその従業員が不在のときでも専用部に立ち入り、これを点検することがあります。また、必要と判断した場合、入居者に対して適宜の措置を求める場合もあります。

(災害対策、災害時の協力)

第10条 災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、入居者も含め施設全体が協力する体勢をとりますので、ご協力ください。

(免責事項)

第11条 施設管理・運営者の債務不履行責任は、施設管理・運営者の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。

2 施設管理・運営者は、入居者と他の入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

3 施設管理・運営者は、当施設内における入居者の所持物品の紛失、破損等に一切の責任を負いません。

この規則は、平成30年3月30日に作成されたものです。

この規則は、予告なく改定する場合があります。その場合は入居者に周知いたします。

那珂川町（施設管理・運営者）